

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて

令和2年(2020年)4月7日付厚生労働省からの通知に基づき、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から面会が困難な場合、更新申請に限り、認定有効期間を従来の期間に新たに12か月合算(延長)できることになりました。知多北部広域連合では、下記のとおり要介護認定の臨時的な取扱いを実施しています。



対象

更新申請のうち、新型コロナウイルス感染症対応により、認定調査が困難である場合

【調査困難の判断の目安】

- 例1) 介護保険施設や病院等に入所又は入院しており面会が困難な場合
- 例2) 自宅等での調査において、直近1ヶ月以内に調査対象者又は同居する方が感染もしくは感染の疑いがある又はあった場合



認定有効期間

現在の認定有効期間を12か月合算(延長)し、介護保険被保険者証を発行します。



注意事項

- 1 更新申請の手続きをされた方が対象となりますので、申請の手続きは必ず行ってください。
- 2 新規申請、要支援者新規申請、区分変更申請は対象外です。
- 3 上記の臨時的な取扱いは、今後、国からの通知等により変更となる場合があります。